

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年6月10日(月) 午後1時30分
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員(農業委員14名+推進委員3名)

農業委員(11名)

会長 安部英輔、会長代理 安河内龍一、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦、
4番 吉崎康正、5番 森田広富、6番 塩川和秀、7番 春田章匡、
8番 高崎雅俊、9番 水上昭和、10番 山本隆、11番 占部博、
12番 遠藤讓一、13番 阿部 進

推進委員(3名)

3番 古野 弘、5番 小野博文、9番 奥水英治

- 4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第 8号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告事項

- (1) 報告第 5号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第 6号 非農地証明願の届出について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

係長 佐野 史晃
主事 甲斐 裕己子

8 会議の概要

議長 長 ただ今から令和6年度第3回農業委員会を開会いたします。本日の委員14名中14名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。10番 山本委員、12番 遠藤委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。

まず議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事件番号1番につきましては、春田委員が譲受人となっておりますので、一時退席をお願いいたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

係長 1ページ議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

【事件番号1番 説明】

議長 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。

委員 問題ありません。

議長 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議長 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号1番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番について許可と決定いたします。

春田委員に入室していただきます。

議長 長 続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。

【事件番2番 説明】

議長 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さんは、本日欠席となっております。本案件について、事前に問題なしとの報告を受けております。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号2番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番について許可と決定いたします。

議 長 続きまして、事件番号3番につきまして、事務局より説明をお願いします。

【事件番号3番 説明】

議 長 事件番号3番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。

委 員 問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号3番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号3番について許可と決定いたします。

議 長 続きまして、事件番号4番、5番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 事件番号4番及び5番について、併せて説明をさせていただきます。

【事件番号4番 説明】

【事件番号5番 説明】

議 長 事件番号4番、5番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。

委 員 1つの田が登記簿上で3筆であったので、名義のうちの一人にまとめる

というものです。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号4番、5番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号4番、5番について許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長 14ページ議案第8号 農用地利用集積計画の決定につきまして、15ページをご覧ください。
こちらは機構への所有権移転です。

【説明】

次に、16ページをお願いします。

農用地利用権設定等計画一覧表、継続分となります。

【説明】

継続分は他6件で合計12筆、面積が22,610㎡となります。

次に18ページをご覧ください。農用地利用権設定等計画一覧表、新規分となります。

【説明】

新規分は他6件で合計17筆、面積が26,038㎡となります。

20ページをご覧ください。6月分、継続、新規合わせて29筆、面積48,648㎡となっております。以上でございます。

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 新規分4番は、7筆の合計の値段ですか。

係 長 そのとおりです。

- 議 長 その他、ご質問、ご意見等ありませんか。
- 委 員 継続分2番の備考にある関係は、利用権を設定する者との続柄ですか。備考に関係が書かれている他4件も同様に、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者のどちらとの続柄ですか。
- 係 長 2番に関して、その通りです。他4件に関して、同様に利用権を設定する者との続柄となっております。
- 議 長 その他、ご質問、ご意見等ありませんか。
- 議 長 ないようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。(全員挙手) 全員賛成で承認されました。
- 議 長 次に日程第3、報告事項でございます。
報告第5号、農地法第18条第6項の合意解約、報告第6号、非農地証明願の届出について、一括して事務局より説明をお願いします。
- 係 長 21ページ、報告第5号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、22ページをご覧ください。

農地法第18条第6項に係る報告表です。

【説明】

他2件合計10筆の合意解約となります。

引き続き、23ページ報告第6号 非農地証明願届出につきまして、24ページをご覧ください。

非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いたします。

【説明】

他8筆、合計面積は3,355㎡となっております。

これらのものにつきましては、法務局において、現況を確認後、当該現況地目に変更・登記される事となりますので、よろしく願いいたします。以上となっております。

- 議 長 　ただ今の事務局からの報告、第5号から第6号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。
- 委 員 　非農地証明の理由として「雑木が大きくなり」というのは自己責任のため、本来ならば認められないものだと思います。
- 係 長 　その通りです。今回の件に関しては、昭和の時代より現在の状態になっていたため、非農地証明を出しているものです。
- 議 長 　その他、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。
- 議 長 　よろしいですか。無いようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。

令和6年 6月10日（月）